

令和2年度 第1回 宮崎市福祉有償運送運営協議会議事録

(令和2年7月21日開催)

| 発言者 | 発言内容 |
|------------|---|
| <p>会長</p> | <p>本日は令和元年度の実績報告を目的として開催される定例会である。スムーズな議事の進行にご協力いただくようお願いする。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>【報告案件】</p> <p>1. 令和元年度各事業所実績報告について ～事務局説明～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度の各事業所の実績について、14法人より報告があった。 ・宮崎市社会福祉協議会は、自主研修の受講者が36名中8名のみだが、市民ボランティアの方が運転者となっているため、普段別の仕事をしている人が多く日程が合わなかったことと、2月末にも研修を行う予定だったが、コロナウイルス感染拡大予防のため研修を中止にしたことで受講できない人が多くなった。研修資料は運転者全員に配布している。 ・空の上は、年度末に研修を実施する予定だったが、コロナウイルス感染予防のため中止にしたため、自主研修の受講者が0名となっている。 ・まほろば福祉会のやじろべえについて、実績が0となっているが、令和元年度第2回目の協議会（令和元年1月24日）で新規の事業所として承認され、運輸局に登録されたのが令和2年3月末だったため、運行がなかった。 ・慶明会、星空の都については利用者が亡くなったり、施設を移ったため、登録利用者数が0名となり実績なしとなっている。 ・Welfare Jack MIYAZAKIについて、移送回数が約2倍になっているが、理由としては、通院は午前中、買い物等の外出は土日が多く、以前は車両や運転者を用意できず、運送できないこともあったため、車両や運転者を増やすことで以前より要望に応じることができるようになり、移送回数が増加した。 <p>2. 車両の減車について ～事務局説明～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮崎市社会福祉協議会から1台、まほろば福祉会から3台、宮崎県障がい者支援ここから1台の、計5台の減車報告 ・宮崎市社会福祉協議会とまほろば福祉会は、法人車両の廃車による減車となっている。 ・宮崎県障がい者支援ここは、運転者の退職に伴う持込車両の減車となっている。 |

| 発言者 | 発言内容 |
|-----|--|
| | <p>3. 車両の入替について ～事務局説明～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まほろば福祉会が2台、信愛会が2台、にこにこ介護サービスが2台、一会が1台の計7台の入替報告。 ・まほろば福祉会、信愛会は、それぞれ法人所有車両の入替。 ・にこにこ介護サービス、一会は持込車両の入替で運転者の変更はない。 ・すべて、保険内容や期間などの要件は満たしている。 <p>4. 福祉有償運送事業の廃止について ～事務局説明～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人 星空の都から、福祉有償運送事業の廃止の届出があった。 ・平成30年度12月から実績が無く、福祉有償運送を実施するだけの人員体制がとれなくなった。 ・利用者はすでに別の施設に移っているためおらず、運輸支局にも廃止の届出を出している。 <p>5. 事故の報告について ～事務局説明～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮崎市視覚障害者福祉会より、福祉有償運送中に起きた事故の報告が出ている。 ・令和2年5月29日、利用者1名を乗せ月見ヶ丘郵便局の駐車場からバックで道路に出ようとした際、郵便局の向かい側に停車していた相手方車両の前方右側面に接触した。 ・左側から来る車に気を取られ、相手方車両に気が付かなかった。 ・車の塗装が少し剥がれたが、相手方、運転者、利用者に怪我は無かった。 ・事業所では、即日全員に安全運転を呼びかけ、再度事故の状況を聞き、十分に注意して運転するように指導した。 <p>また、NASVA（独立行政法人自動車事故対策機構）の特定診断や安全運転の講習を受けてもらい、再発防止に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局としては、安全運転徹底のため協議会後に全事業所に向けて注意喚起の文書を送付する。 |
| 会長 | 以上5件の案件について、何か質問はあるか。 |
| B委員 | 現在、コロナ禍の中で、車両の消毒や、運転者の感染対策について教えてほ |

| 発言者 | 発言内容 |
|------|---|
| | しい。 |
| 事務局 | 国から送られてくるコロナウイルス関係の文書は事業所へ送付している。 また、事業所においても検温やマスク着用、消毒など徹底して行っている。 |
| B 委員 | 車両にシールド等をしているか。 |
| 事務局 | シールド等はしていないと思われる。 |
| C 委員 | 実績報告一覧の巴会について、登録利用者数が減っているが、移送回数等が増えているのはなぜか。 また、対象となる高齢者や障がい者は増えていると思われるが、利用者数は年々減ってきているので、例えば、今後広報等をして利用者数を増やしていくなどするのか教えてほしい。 |
| 事務局 | まず、巴会の利用者数が減っているのは、何年も利用がない利用者の登録を年度末に抹消しているからである。元々、福祉有償運送をほとんど利用していないため、移送回数等には特に影響しない。 全体的に利用者数が減っているのは、高齢化に伴い亡くなる利用者が増えていることや、年度末に長年利用がない利用者の登録を抹消している事業所があるからだと思われる。 広報については、福祉有償運送についてお問い合わせがあった場合、案内をしている。 また、今までは福祉有償運送について障がい者福祉ガイドブックに掲載していなかったが、今年度から掲載をしている。 |
| D 委員 | 星空の都は廃止することだが、慶明会も利用者が0となっている。 慶明会の利用者が0名となったのはいつからか。 |
| 事務局 | 9月くらいと思われるが、慶明会は日南の事業所でも福祉有償運送を行っているため、廃止届けは出していない。 |
| D 委員 | 近々、利用者が増える予定はあるか。 |
| 事務局 | 増える予定はない。 |

| 発言者 | 発言内容 |
|-----|--|
| 会長 | <p>人員が足りておらず、利用したいという相談があっても現時点では難しいと聞いている。</p> <p>他に質問はないか。</p> <p>(質問等なし)</p> <p>それでは、他に質問もないので報告案件を終了する。</p> |
| 事務局 | <p>【協議案件】</p> <p>1. 車両の増車について</p> <p>～事務局説明～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5事業所から計10台の申請が出された。 ・宮崎市視覚障害者福祉会は、登録運転者の増加に伴う持込車両の増車が4台と法人所有車両の増車が1台の計5台の申請が出ており車種はすべてセダン車である。1名違反点が付いている運転者がいるが、過去2年において免許停止の処分は受けておらず、登録運転者としての要件を満たしている。またいずれの車両も保険内容や車検証の期限などの要件を満たしている。 ・にこにこ介護サービスは、登録運転者の増加に伴う持込車両の増車が1台出ており、車種はセダン車である。登録運転者としての要件を満たしており、車両の保険内容や車検証の期限などの要件も満たしている。 ・一会は、登録運転者の増加に伴う持込車両の増車が2台出ており、車種はセダン車である。1名違反点が付いている運転者がいるが、過去2年において免許停止の処分は受けておらず、登録運転者としての要件を満たしている。またいずれの車両も保険内容や車検証の期限などの要件を満たしている。 ・宮崎県障がい者支援ここは、登録運転者の増加に伴う持込車両の増車が1台出ており、車種はセダン車である。登録運転者としての要件を満たしており、車両の保険内容や車検証の期限などの要件も満たしている。 ・Welfare Jack MIYAZAKI は、登録運転者の持込車両の増車の申請が1台出ており、車種は車いす車である。運転者に違反点が付いているが、過去2年において免許停止の処分は受けておらず、登録運転者としての要件を満たしており、車両の保険内容や車検証の期限などの要件も満たしている。 |
| 会長 | <p>本案件について、何か意見や質問等あるか。</p> |

| 発言者 | 発言内容 |
|------|---|
| E 委員 | Welfare Jack MIYAZAKI の運転者について安全運転義務違反は人身事故、物損事故どちらになるか。 |
| 事務局 | 人身事故である。 |
| 会長 | やはり、事故関連が気になるところである。 |
| C 委員 | 運転者として登録できない要件として、違反点が何点以上など決まりがあるのか。 |
| 事務局 | 違反点数が 6 点以上で免許停止となるが、免許停止解除から 2 年以上経過し、NASVA の特定診断を受ければ、再度登録することはできる。 |
| C 委員 | 特定診断を受けなければ登録できないのか。 |
| 事務局 | 特定診断は必ず受けてもらう。 |
| 会長 | 一会の 77 歳の運転者について、他の事業所に比べるとやや高齢という印象を受けるが、何か情報等あるか。 |
| 事務局 | 一会としては、特に運転者の年齢制限を設けていない。ただ、75 歳以上だと免許更新の時に認知機能検査を受けてもらうことになっており、それをクリアして免許の更新をしているため、違反はあるが、運転者の要件は満たしている。 |
| 会長 | 他に質問はないか。 |
| | (質問等なし) |
| | それでは、本案件について承認して良いという方は挙手を。 |
| | (挙手多数) |
| | 本案件については承認とする。 |

| 発言者 | 発言内容 |
|------|---|
| 事務局 | <p>2. 運送対象者の認定について ～事務局説明～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巴会からは1名の申請。精神障がい者手帳2級を所持し、障がい福祉サービスの外出介護を受給している。現在は退院しているが、精神状態が不安定で、自傷・他傷のおそれがあり、5ヶ月程度治療のため入院をしていた。今回、退院後の外出に不安があり、申請があった。人混みやタクシー運転手などの面識の無い人が苦手で頻繁に息苦しさや脈拍が早くなるなどの症状がでたり、物にあたる暴言を吐くなどの危険な行動もあるため、毎回ヘルパーの車で外出をしていた。文字が読めなくなったり、計算ができなくなることもあるとのこと。 <p>提出された申請書の調査項目や事業所への聞き取りから単独での公共交通機関の利用は難しいと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゆくりからは、1名の申請。精神障がい者手帳2級を所持し、障がい福祉サービスの通院等介助、外出介護を受給している。子どもが産まれてすぐ、児童相談所に一時預かりとなり、精神的にかなり不安定とのこと申請があった。現在は、一時預かりが解除になり一緒に生活をしているが、育児の不安やストレスから精神状態は安定していないとのこと。 <p>また、人混みやタクシー運転手などの面識の無い人が苦手な、緊張で動けなくなることもあるため介助が必要になることもあるとのこと。ヘルパーも常に同じ方が対応をしている。</p> <p>提出された申請書の調査項目や事業所への聞き取りから単独での公共交通機関の利用は難しいと考えられる。</p> |
| 会長 | <p>本案件について、何か意見や質問等あるか。</p> |
| D 委員 | <p>利用者の登録に関して、申し出があった時には事務局の方で仮登録をされるとのことだが、この方々は現在福祉有償運送は利用できない状態なのか。</p> |
| 事務局 | <p>仮登録をして、現在利用はできる状態である。</p> |
| E 委員 | <p>巴会の方は、約5ヶ月間入院されていたとのことだが、退院が6月29日で、申請は退院前になっている。一人での外出にかなり不安があり、頻繁に息苦しさや脈拍が早くなるなどの症状を訴えたり、物にあたる、暴言を吐くなどの行動もあるため、毎回ヘルパーが付き添っており、単独での外出が困難な状</p> |

| 発言者 | 発言内容 |
|------|---|
| | 態であるとあるが、これは入院前のことか。 |
| 事務局 | 入院前の状態である。 |
| E 委員 | 5 ヶ月ほど入院されて、こういった症状はあまり改善されなかったのか。 |
| 事務局 | <p>退院後 1 週間程度は実家に帰っており、落ち着いていたようで、先週からヘルパーが訪問を開始したところである。</p> <p>入院により良くなった部分もあるようだが、一人での外出への不安は変わっていないと聞いている。</p> |
| E 委員 | 今通院はしているのか。 |
| 事務局 | 通院している。不整脈での通院もしていたことがある。 |
| 会長 | <p>他に意見、質問等ないか。</p> <p>(質問等なし)</p> <p>それでは、本案件について承認して良いという方は挙手を。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>本案件については承認とする。</p> |
| 事務局 | <p>3. セダン利用対象者認定について</p> <p>～事務局説明～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4 事業所から計 12 名の申請が出ている。 ・ 宮崎市視覚障害者福祉会の 4 名はいずれも視覚障がい 1 級または 2 級を所持しており、同行援護サービスを受給しているため、単独での公共交通機関の利用は困難と思われる。 ・ にこにこ介護サービスからは 4 名の申請がでている。 <p>82 歳男性は、体幹機能障がいがあるが、車いすは使用しておらず、座位が保てるため、申請があった。</p> |

| 発言者 | 発言内容 |
|------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> • 31 歳男性、23 歳男性は療育手帳を所持しており身体的な障がいは無いため、セダン利用で問題ないと思われる。 • 68 歳男性は、視覚障がい 1 級を所持しており、同行援護サービスを受給しているため、単独での公共交通機関の利用は困難と思われる。 • 一会からは 3 名の申請がでている。69 歳女性、60 歳男性はそれぞれ視覚障がい 2 級または 1 級を所持しており、同行援護サービスを受給している。19 歳男性は、療育手帳を所持しており身体的な障がいは無いため、セダン利用で問題ないと思われる。 • Welfare Jack MIYAZAKI からは 1 名の申請がでている。肢体不自由上肢・下肢があり、車いすを利用しているため、主に車いす車両での移送を考えているが、セダン車への移乗が可能で座位も保てるため、セダンを利用しても問題ないと思われる。 |
| 会長 | 本案件について、何か意見や質問等あるか。 |
| D 委員 | 32 ページ下段の方について、仮登録の記載が無いが、仮登録をしていないということか。 |
| 事務局 | 記載が漏れているが、仮登録中である。 |
| A 委員 | 51 歳の女性について、セダン車への移乗が可能とのことだが、車いすもセダンの後ろに乗せるということか。 |
| 事務局 | 利用者は座席シートに移乗してもらい、車いすを後ろに積み込むような形になる。 |
| 会長 | <p>セダンと書かれているが、軽自動車・普通自動車など、福祉車両以外はセダンとなる。</p> <p>他に何か意見や質問はあるか。</p> <p>(質問等なし)</p> <p>特になければ、本案件について承認して良いという方は挙手を。</p> <p>(挙手多数)</p> |

| 発言者 | 発言内容 |
|-----|---|
| 事務局 | <p>本案件については承認とする。</p> <p>4. 福祉有償運送登録事業所の更新について ～事務局説明～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6事業所が更新予定となっている。 ・ 宮崎市社会福祉協議会は、前は平成 29 年に更新している。4 名の運転者に計 7 点の違反が付いているが、うち 3 点は 2 年以上無事故・無違反者に対する特例により点数計算されていないため、実際の違反点数は合計 4 点となる。福祉有償運送の移送中ではなく、いずれも私用で運転中の違反。 ・ 巴会は、前は平成 29 年に更新している。11 名の運転者に計 37 点の違反が付いているが、うち 10 点は 2 年以上無事故・無違反者に対する特例により点数計算されていないため、実際の違反点数は合計 27 点となる。福祉有償運送の移送中ではなく、いずれも私用で運転中の違反。 ・ まほろば福祉会は、前は平成 29 年に更新しており、昨年度末にやじろベエが新規事業所として登録されている。8 名の運転者に計 18 点の違反が付いているが、うち 13 点は 2 年以上無事故・無違反者に対する特例により点数計算されていないため、実際の違反点数は合計 5 点となる。福祉有償運送の移送中ではなく、いずれも私用で運転中の違反。 ・ 信愛会は、前は平成 29 年に更新している。2 名の運転者に計 5 点の違反が付いているが、うち 4 点は 2 年以上無事故・無違反者に対する特例により点数計算されていないため、実際の違反点数は合計 1 点となる。福祉有償運送の移送中ではなく、いずれも私用で運転中の違反。 ・ PA みやざきは、前は平成 29 年に更新している。6 名の運転者に計 12 点の違反が付いているが、うち 5 点は 2 年以上無事故・無違反者に対する特例により点数計算されていないため、実際の違反点数は合計 7 点となる。福祉有償運送の移送中ではなく、いずれも私用で運転中の違反。 ・ 宮崎市視覚障害者福祉会は、前は平成 30 年に更新している。車両台数は先ほどの増車の分 5 台を合わせると 17 台となる。また、更新申請時の運転者は 11 名だったが、その後 4 名増えたとの報告があり、現在は 15 名となる。3 名の運転者に計 9 点の違反が付いているが、うち 3 点は 2 年以上無事故・無違反者に対する特例により点数計算されていないため、実際の違反点数は合計 6 点となる。福祉有償運送の移送中ではなく、いずれも私用で運転中の違反。福祉有償運送中の事故は、報告 5 の事故の報告が 1 件あった。 ・ 6 法人とも違反があり、数も大変多いため、13 法人全てに安全運転を徹底 |

| 発言者 | 発言内容 |
|------|---|
| | <p>するよう伝えている。</p> <p>また、報告5で説明した、17ページの別紙1を協議会後に全法人に送付する。</p> |
| 会長 | <p>本案件について、何か意見や質問はあるか。</p> |
| D 委員 | <p>今、説明があった通り、各団体において、運転者の違反がかなり多いと感じている。中でも同じ方で同じような違反がかなり目立っているように思える。全て私用での運転中とのことだが、各団体で運転者の方に対してどのような指導を実施しているか聞いていければ教えていただきたい。</p> |
| 事務局 | <p>昨年度各事業にアンケートを実施しており、私用で運転中の事故や違反について報告義務を設けているかとの質問をしている。</p> <p>宮崎市社会福祉協議会は、運転者が市民ボランティアということもあるかもしれないが、特に義務づけてはいない。</p> <p>巴会は、業務外での事故も報告を義務づけており、その都度指導するようにしている。</p> <p>まほろば福祉会は、強制はしていないが、自分から報告をしてくる運転者もあり、その都度指導をしている。</p> <p>信愛会は、軽微な違反については、義務づけていないが、軽傷事故等については報告をしてもらい、報告があれば指導をしている。</p> <p>PA みやざき、視覚障害者福祉会については、報告を義務づけており、報告があれば、その都度指導をしている。</p> <p>また、事業所で年に数回自主研修をもらい、そこで安全運転についての講習をしている。</p> |
| 会長 | <p>各事業所それぞれの指導、講習会はなされているということだったが。</p> |
| D 委員 | <p>指導、講習会をされていて安心した。というのもやはり人の命を預かって運転されていることになる。今回私用での運転中とのこと、あまり言うつもりはないが、仮に福祉有償運送中であれば大変なことになってしまうので、運転者にはそこを十分認識してもらうように各団体で指導等を行ってほしい。</p> |
| C 委員 | <p>先ほどのアンケート結果で、特に報告義務がない事業所もあったが、ここに記載されている違反は報告があった分だけになるのか。</p> |

| 発言者 | 発言内容 |
|-----|---|
| 事務局 | 更新の書類の中にある運転記録証明書を提出してもらうので、全ての違反が記載されている。 |
| 会長 | 先ほどD委員が言ったように、違反者が目立つ。私用中ではあるが、違反は違反であると思う。指導や講習会等できることはしているし、協議会からも文書を送ったりしているが、なかなか違反が減らないというのは、例えば運転者の高齢化など原因があるのかなと思うが何かわかるか。 |
| 事務局 | 65歳以上の運転者が半数を超えるところは、社会福祉協議会、視覚障害者福祉会、にこにこ介護サービス、宮崎県障がい者支援ここ、空の上の5事業所。高齢化が進んでるということもあるが、違反者の年齢をみると、高齢者の方ばかりではなく、30代、40代、50代の方も結構違反をしているので、年齢もあるが、個人の問題でもあるのかなと思う。 |
| 会長 | 他に質問等はないか。 (質問等なし) |
| 会長 | 更新の要件については満たしているということでもいいか。 |
| 事務局 | はい。 |
| 会長 | 特になければ、本案件について承認して良いという方は挙手を。 (挙手多数) 本案件については承認とする。 事故や違反については、引き続き注意喚起を呼びかけてもらいたい。 本日の議事はここまでとなるが、委員の方々の活発な議論と、建設的な意見の数々に感謝する。以上をもって全ての議事を終了とする。 |